

西尾孝司氏書評への反論

高木 博史

本誌2007年3月号において、西尾孝司氏の山口道宏編著『男性ヘルパーという仕事－高齢・在宅・介護を支える』（現代書館、2006年）の書評掲載について、執筆者のひとりとして、この出版に関する批評をいただいたことに感謝する。しかしながら、本書出版の意図とはかけ離れた批判について反論させていただくことをお許し願いたい。

*

まず、タイトルとキャッチコピーについてであるが、評者は「男性ヘルパーという仕事」が「魅力的」とできるとし、「男性にとってヘルパーは職業として魅力的なのではないかという期待を抱かせる」としている。さらに「男性ヘルパーの意義と可能性」というキャッチコピーについて「男性ヘルパーの未来が明るいような印象を受ける」としている。そして、内容の概観に入っていくが、構成の流れを概観した程度で「最初から少々不安にさせられる内容である」という批判を展開している。構成の流れ程度の概観で何が「不安」にさせられるのかということについて全く言及がなされていない。少なくとも、この書評ではじめて本書を知る者にとっては、何が「不安にさせられる」という評価につながっているのかということについて全く読

み取ることができない。冒頭で根拠を示すことなく内容について「不安」であるという表現を安易に用いることによって、本書に関心を持つ者の客観的、自律的な評価を引き出すことを阻害しているといわざるを得ない。

次に本書の性格について、評者が「素人性に基礎を置いた本」という指摘をしているが、一方で、「専門的に見ると多くの疑問が残る」という評価がなされている。評者が本書を、「専門書」としての位置づけをしているとするならばそうした批判も受けざるを得ない部分もあるが、必ずしも専門的な研究者や現在、福祉・介護関係の仕事に携わっている関係者のみを対象としたものではなく、これから、福祉・介護の仕事をめざそうとしている者、とくに「男性」としてヘルパーという仕事に関心を持っている者、あるいは「女性」の立場から男性ヘルパーを考えてみたいと思っている者など幅広い読者を想定している。また、執筆陣も大学に籍を置く研究者のみならずジャーナリスト、フリーライターなど多様で、それぞれの視点を生かした執筆であり、必ずしも、いわゆる「専門書」であることをめざしているわけではない。また、全体としての出版の意図についても、介護をめぐる社会的な認識の中で「男性」が介護の仕事をしていくということがどのようなものであるのかということについての問題提起であり、議論の起爆剤としての役割を持たせようとしたものである。それは、これまで「介護」が「娘」や「嫁」といった家庭内の「女性」に負担が押し付けられてきたという不幸な歴史から、やがて、それが厳しい労働条件でありながらも、男性もそれを「職業」として考える時代になったという歴史的な変化を踏まえた問題提起である。しかし、そうした歴史的、時代的な背景を踏まえた問題提起である点への言及はほとんどなされておらず、現行制度や男性ヘルパーの置

かれた現状の厳しさをどのように見るのかということに終始している。

*

次に、この書評の批判の中心は、どちらかといえば、Ⅰ部のドキュメントを中心とした部分より、Ⅱ部の資料・解説編を中心としたものとなっている。

とくに、ジェンダーと男性ヘルパーについて書かれている部分、「介護」と「ケア」の概念、差異についての整理のあり方、ケアワーカーに対する高すぎる倫理的要求、専門性などについて言及が行われている。

まず、ジェンダーと男性ヘルパーの関係について、男性ヘルパーが増加することで生じる不安があるのではないかという指摘についてであるが、もちろんそのようなことは記述の不足を認めざるを得ない。しかしながら、その不安について「単純に考えても、効率・成果・業績で評価される世界に生きてきた・生きるように期待されてきた存在（ジェンダーとしての『男』）は老いや障害に付き合うのが下手である」としている。何を根拠にこのようなことを述べられているのか不明である。「効率・成果・業績」で評価される世界に生きてきたとしても、それを根拠に「老いや障害に付き合うのが下手」と決め付けるのは、あまりにも乱暴ではないだろうか。さらに、『拒否した男』『降りた男』『落ちこぼれた男』『引退した男』とヘルパーとなる男性に対してマイナスイメージである言葉を羅列し、そのような男性でなければヘルパーを続けるのは難しいとしている。少なくとも、ヘルパーという仕事をやってみようと思ひ、その職業を目指している（あるいは既になった）人々に対し、烙印を押すような言動であり、きわめて強い違和感を覚えざるを得ない。また、「効率・成果・業績」の世界に生きてきた「男」が増加すると「作業合理性や経済合理性、成果

主義の発想が持ち込まれ、利用者にとって苦しみの源泉となる可能性さえある」とも述べているが、ここに、評者のヘルパーを目指す男性にたいする積極的な評価を感じとることは一切できない。しかし、実際にヘルパーを目指す男性は、「作業合理性や経済合理性、成果主義」の社会に生きてきたことによって、何か漠然としてはいるけれどもそういう社会に違和感を覚え、人間同士の心と心のふれあいの中にこそ、答えがあるのではないかとヘルパーの世界に飛び込んでいくのではないだろうか。むしろ、そうした部分を積極的に評価すべきであって、一方的な決め付けにとどまっているといわざるを得ない。

*

さらに、男性ヘルパーの意義として「体力」「労働条件の向上」「同性介護への適応」「セクハラ対策」「職場の潤滑油」として5つに分類しているが、その「くらい」のもので、執筆者の「願望」のレベルで「とても可能性とは呼べない」としているが、では、評者はどのようなものであったら「可能性」と評価するのであろう。男性が女性の職場であったヘルパーという職種に進出していくこと自体、かなりの勇気と覚悟を要するものであるが、これから、それぞれの「性」の特性を生かしたケアワークを模索していくことについての期待には言及しており、その具体的な例としてのいくつかを指し示したものに過ぎないにもかかわらず、あたかも男性ヘルパーの可能性が評者の分類のみに集約されているかのような表現である。また、男性ヘルパーも「安上がりに使われるだけではないのか」という指摘もなされているが、相対的にヘルパー労働現場は、まだまだ「女性の職場」ということができ、男性ヘルパーの増加が労働条件の向上につながるということはかなり可能性が高いと思われる。なぜならば、給与条件に

限定してみるならば、現実問題として男性が多い職種においては、女性が多い職種と比較して相対的に優位だからである。

また、この労働条件に関連して「介護保険制度の根幹にかかわる問題であり、これを抜きにした議論はむなし」という指摘があるが、確かに記述の量としては多くはないが、賃金体系の整備の必要性を訴えており、このことは、既に現行制度の枠組みでの限界を表現しているともいえ、介護保険制度の抜本的な改革に向けた提言のひとつであるといえる。

*

次に、「介護」と「ケア」の概念整理についてであるが、この本において「ケア」ということばは「介護」よりも「より配慮が行き届いている状態」という行為をさすのではないかという見解が込められている。たとえば育児は、子どもに愛情を持って接し、子どものために最善をつくそうとするものであるから「ケア」と呼べるし、これは本質を示していると考えられるが、それが、女性の専売特許のように語られてきた結果が、「介護」を押し付けられてきたというものである。したがって、「単なる介護技術ではないケアワーク」というのは、学校やテキストだけで介助方法など一通りの知識を修得することが最優先される介護技術（現状として、利用者の立場に立って行っているかどうかを測る物理的な手段は、おそらくないであろう）を取り巻く状況に対してのアンチテーゼであるといえる。

次に「ケアワーカーに対するあまりに高い（と私には見える）倫理的要求にも疑問を持ってしまう」との指摘だが、「高い」か「低い」というのは、それぞれの置かれた環境によって感じ方が違うものであり、きわめて主観的な評価である。この「あまりに高い」倫理的要求は「ケアワーカー資格を持つ者」が『「人権尊

重の視点に立った厳しい倫理観や全ての人間の価値を受け止めていく技量を身に付け」ることを指しているようであるが、これを求めるならば「筆者の生き様を問わなければならない」としている。そして、大学教員である筆者の勤務校を例にあげ、筆者のみならず筆者の所属する教員集団に対し、「筆者の勤務校では出席や成績が不良で教員に反抗的な学生も、意欲的で成績優秀な学生も、同じような笑顔で研究室に迎えられているのだろうか」と問うている。ここには、そんなことはありえないので、そうしたことをいう筆者の「生き様」を問う必要があるのではないかという思いが込められているのだろうが、このことについては、そもそも「教育」の現場と「介護」の現場の比較は難しいのではない。なぜならば、たとえば「成績不良で反抗的な学生」を教育的観点から考えると、笑顔で迎えることは、むしろマイナスであり、厳しく毅然とした態度で指導した方が良いという場合もあり得るからである。仮に評者が指摘するように「笑顔」で研究室に迎えることが「全ての人間の価値を受け止める技量」であるとするならば、個々の教員ひとりひとりに必ずしもそうした「技量」が身につけているとは限らないであろう。しかし、明らかに否定を前提とした表現であり、「できている」あるいは「努力している」という可能性についての検証はなされておらず、筆者のみならず、筆者の所属する勤務校の教員集団に対し、自らの「生き様」を問わなければ、発言する自由さえもないとでもいうのであろうか。確かに、倫理や価値といったものは時代とともに変化するものもあり、必ずしも普遍的なものであるとはいえないのかもしれない。しかしながら、今日を生きる我々にとって、現時点で普遍的だといえる倫理や価値といったものが存在するのは間違いない。それは、たとえば法治主義国家における法律の存在もそ

うであるといえるだろう。仮にそれが悪法であったとしても、違反すれば罰せられるという意味では、正しいかどうかというものは別のところで倫理や価値が決まっているともいえる。こうしたことも踏まえながら、それでも大学教員の役割のひとつとして専門職に対してひとつの方向性として「倫理」や「価値」を示すことを研究や教育の成果として発信していくことはひとつの責任であると考え。そのときに、自らの「生き様」を問わないと発言できないとしたら、それでは学問の意味とは何なのかということにまで遡ることになってしまうのではないだろうか。もちろん、だからといって、自分の「生き様」を不問にしようというわけではないことはいうまでもないことである。つまり、介護に携わる専門職としてどのような倫理や価値を身につけていくのかということと大学教員の立場で示したに過ぎないというものである。したがって、評者の「生き様を問う」というまでの評価の必要性に疑問を感じざるを得ない。

*

次に、専門性の確立という点でも「有資格者にその責任を負わせている」としているが、何のために「資格」があるのでしょうか。自らの実践を点検することもなく惰性的に実践が行われているとすれば、専門性の向上とは程遠いことになってしまう。「有資格」であるということは、一応の専門性が担保されているなんでもない証明であり、その向上に努めようとするのは、最低限のプライドとして持つ必要があるのではないだろうか。評者は、現実的にそこまで求めるのは難しいという見解を持っているのかもしれないが、ひとつの方向性を指し示すという本書の性格上、必要かつ重要な記述である。また、「専門性」と「専門職性」は「別のことである」としているが、何を「専門性」といい、何を「専門職性」と考えているのか

明確にされないまま批判が展開されているために、かえって混乱を招いてしまっている。「専門職性」というのはおそらく「職業としてのヘルパー」のあり方についてのことでありと考えるが、「専門性」が発展途上である介護という領域においては、「有資格者の自覚的な実践」が「専門性」を高め、「専門職性」を高めることになるのではないだろうか。つまり、「別のこと」ではなく、きわめて密接かつ相互に影響を受け合う関係であるといえる。にもかかわらず、そうした関係についての言及や評者の考える両者の関係についての言及も全くなされておらず、何をもって「別のこと」と述べているのかも不明である。さらに、「専門性」と「専門職性」について考えることは、大学教員のみならず、日々、現場実践に臨んでいる専門職と大学教員などの共同によって発展していくものであり、「筆者が大学教員だけに気になる」という表現にも大学教員に対して過大な期待をしている点で疑問を感じざるを得ない。

また、「全編を通じて」というところで「『男なのに…』という姿勢に貫かれている」とし、「ジェンダーによる差別を否定しているように装われているが、そのまま差別を受け入れている」と指摘しているが重大な誤解である。「男なのに」という表現が幾度か出てくることは確かであるが、わが国の歴史の中で最近に至るまで、介護が女性に押し付けられてきたことがジェンダーによる差別であり、そうした状況の中に風穴を開けるという意味で男性が進出する意義についての模索を目指したものであり、「男なのに」というよりは、「なぜ女性であったのか」ということを改めて問うための一つの方法として「男性ヘルパー」を考えることが有効な手段であったといえるのではないだろうか。

*

結びとして評者の特別養護老人ホームでの介

護職員の経験から、魅力のある仕事であるにもかかわらず、劣悪な労働条件であることについて述べられている。そして、執筆陣がそうしたことの「厳しさの根源」についての認識が欠落しているかのような表現がなされているが、本書の一貫したコンセプトのひとつが、まさにその労働条件の厳しさを世間に、歴史的・社会的そして制度的側面から「男性ヘルパー」の視点を通して告発していこうというものであった。評者の中で「男性」という言葉が必要以上に一人歩きし、本書の趣旨が十分に伝わらなかったことはきわめて残念である。

最後に、西尾孝司氏の書評に対する反論の機

会を与えていただいた大原社会問題研究所雑誌の編集委員の皆様にご感謝の意を表したい。また、執筆者全員が「男性ヘルパー」、そして介護に携わる全ての人々にとって、ささやかな問題提起となることを願ってやまないという強い「想い」から生まれた著書であるという共通認識から、筆者が執筆を担当した部分以外についても筆者なりの見解を加えているが、あくまでも執筆者のひとりとしての反論である。そのため、執筆者全体の意見を必ずしも反映したものではない。したがって、全ての文責は筆者にあるが、本反論文の掲載にあたっては編者である山口道宏の了解を得ていることを記しておく。

(たかぎ・ひろし 沖縄大学人文学部助教)

法律文化社 〒603-8053 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71 * 価格は定価(税込)
☎075(791)7131 ☎075(721)8400 http://www.hou-bun.co.jp/

格差社会への視座 ● 貧困と教育機会

社会政策学会編「社会政策学会誌第17号」 ● 3150円

I 共通論題II「格差社会」のゆくえ

方面委員から民生委員へ—生活保護政策における歴史の分断と継続—谷沢弘毅
現代日本のポパティライズを考える……………玉井金五
「学習資本主義」と教育格差—社会政策としての教育政策……………刈谷剛彦
「座長報告」格差社会への視座……………矢野 聡

II テーマ別分科会II報告論文と座長報告

From Widgets to Digits—Legal Regulation of the Changing
Contract of Employment……………Katherine V. W. Stone
労働法改革と雇用システム—解雇法制をめぐる……………仁田道夫
今日の賃金制度改革と同一価値労働同一賃金原則……………森ます美
男性研究の現在と日本のジェンダー分析……………宮下さおり
—近代家族の大衆的普及に関する問題を中心に……………武川正吾／黒田兼一／居城舜子／上原慎一／小越洋之助

III 投稿論文

近年における精神障害者労働政策の動向とその課題……………江本純子
—小売企業におけるパート組織化の事例調査をもとにして—金井 郁
アメリカ・イギリスのコミュニティ開発金融機関(CDFI)による
マイクロファイナンス……………小関隆志
中国における最低生活保障制度の問題と改善の方向性……………朱 珉

福祉政策と権利保障

秋元美世著 ● 3360円

● 社会福祉学と法学との接点 福祉政策においてともすれば無視される権利。その構造と特質を英米の理論と日本の政策に照らして論究。権利が裁量かの二者択一的な議論に対し新しい枠組みを提示。

現代社会保障・福祉小事典

佐藤進・小倉襄二監修／山路克文・加藤博史編 ● 2520円

構造改革により変化した制度やサービスの状況を人権の視点から批判的に検証した「読む事典」。各分野の関連・脈絡がたどれるよう構成を工夫し、各項目1頁と2頁の読み切りでわかりやすく解説。